

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会（第3回）議事要旨

日時：平成25年9月13日（金） 15時30分～17時30分

場所：地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 環境科学センター 4階会議室

出席委員：溝畑委員（部会長）、坂東委員、内山委員、石井委員

1. 開会
2. 議事
 - 1) 中間報告案について
 - 2) パブリックコメントについて
 - 3) その他
3. 閉会

○前回の質問について事務局が説明（資料1-1、1-2）

内山委員 特定工事に明らかに該当しないというのは、明らかに石綿が使われていないという年代以降のことか。

事務局 石綿含有成形板、スレート等についてかなり古い時期から入っている。平成18年9月に使用禁止になっているが、その時点で、石綿含有成形板の石綿含有の部分が無くなったのではないかと考えている。

内山委員 何%以下なら大丈夫というのではないのか。

事務局 平成18年に規制対象の石綿含有率が1%超であったものが、0.1%超に強化された。

○課題と論点に対する検討案について事務局が説明（資料2）

坂東委員 説明は中間報告の案の中に、どういう姿勢で書き込んでいるかについて書かれているということか。中間報告の中身については後ほど質問したい。

○中間報告素案について事務局が説明（資料3）

坂東委員 用語・文言が不一致のところがある。また、7ページ目の（2）立入件数の表で平成22年度の横の数値の合計が合わない。

溝畑部会長 7ページで、表は平成23年度までになっているが、説明では24年度の結果も出ているので追加するのか。

事務局 追加する。

溝畑部会長 坂東委員の指摘についてはどうするのか。

事務局 改める。

坂東委員 3ページの解体等工事の規制の強化の欄の第二段落「東日本大震災の被

災地においても」ということが示されている。この中間報告の主旨は大阪府の条例についてであり、その立場からすると不必要なのではないか。

事務局 石綿の除去現場で、集じんの排気装置からの濃度が高かった事例は大阪の場合はない。全国の話を受けて環境省の姿勢が書かれている。

坂東委員 他の章や節でやっているように、中央の動きと府の動きに分けるとわかりやすいと思う。

事務局 見出しをつけてわかりやすくする。

○資料3 中間報告案の第3について事務局が説明

内山委員 9ページで基本的な考えとした3つは当然だが、規制を強化する以外に、その結果府民に対する安心、安全な情報を提供すること、どうしたらこれを達成できるかということを入れて欲しい。

石井委員 10ページの下から2段目に「事前調査を行なうべき項目を示した様式を規定し…」と書かれているが、第2回部会の資料にあった横表を条例の中に入れてしまうということか。それとも、下にある項目だけを書いて、様式については一定の条例以外の部分で例示とするのか。前回、労働基準監督署はアスベスト協会か何かの様式を指導している関係もあり、2枚作らないといけなくなると話をしたときに、限定することはないという話であったと思うが、条例で規定するように思える。条例の中に、別添様式5号というようなものがでてしまうと、その様式を使わないといけなくなるので、どういう考えなのか聞きたい。

事務局 基本的に条例もしくは規則では、項目を箇条書きにすることになると思う。様式を書くときは、規則で定めることになるのか、運用・マニュアルでいくのかわからない。ただ、前回の意見を踏まえ様式の整合性については配慮する。

石井委員 この答申の案でいくと、様式を条例で規定することが必要になるというようにみえる。

事務局 条例は規定しない。条例で規定されると融通が利かなくなる。

石井委員 下の表現であれば融通が効くと思う。項目を規定し、というのであればいいと思う。

事務局 様式を示し、という表現になると思う。

石井委員 今の状態では様式を2部作ることになっている。両方が示す様式が違うのはどうかと思う。

事務局 わかるような形で修正する。

石井委員 13ページの測定結果について「現行のとおりとすべきである。」となっているが、今の測定の保存期間は何年か。

- 事務局 3年である。他の規制など横並びで条例の中では3年と規定されたと思う。
- 石井委員 事前調査結果についても、保存の文言は盛り込むと考えていないのか。
- 坂東委員 具体的な期間は書かれていない。
- 石井委員 現行どおりで3年ということか。
- 事務局 はい。10ページから12ページにかけて、表示等の最後のところに一定期間保存することは必要であると書いている。
- 坂東委員 11ページで、事前調査の実施者について、「なお事前調査の適切な作業を担保するため、石綿作業主任者、建築士等石綿や建築材料に…」と書かれている。望ましいと書かれている場合、例えば環境計量士のような資格が書いてあってもよいのか。
- 事務局 国交省で資格者を養成し始めている。それが一般的になるまでかなりの時間がかかる。その時になれば資格者は例示できると思うが、今の段階では資格者の数が揃っていないので、それに代わる資格として環境計量士などを書いてもらってもかまわないと思う。
- 溝畑部会長 大阪府の解体工事の数から対応できるのか。
- 事務局 資格の所有者がやらなければいけないという義務付けまでは決められないと思う。例えば、土壌汚染対策では、土壌汚染対策法で指定調査機関を法に基づいている。国の法律に基づいて指定調査機関なり、資格者を認定していく制度があればそれを使っていくことは考えられる。その中で、石綿や石綿含有建材に詳しい人にやってもらうほうが望ましい。運用上のマニュアルでそういう書き方をしていくと考えている。
- 溝畑部会長 人を養成する時点で何をチェックするかは教えられると思うので具体的な項目を入れないと、「やりました、ありませんでした」、というので済んでしまう。そのあたりは国の進み具合によると思う。
- 事務局 チェックの様式自体は、できるだけ齟齬のないように使える様式で考えている。それを見る方の資格の数が揃っていないということになる。
- 溝畑部会長 見るという資格が要るのか。
- 内山委員 国交省でも来年度から試行的にやっていくことを触れておいたらどうか。こういう人を使うべきだという中に入れておいてもよいのではないか。
- 石井委員 労安のほうではマニュアルの中で、石綿作業主任者とかアスベスト診断士等と同じような表現で十分な知識を有する者と例示をあげている。
- 溝畑部会長 基本的には目視で確認をするのか。建材を見てわかる人なら、誰でもいいような気もする。
- 事務局 大防法の改正に伴って、専門的な部分については資格制度を導入しないといけないと国のほうでも認識はしている。国交省が来年から本格的にや

るとしても、法に則ったものではないと条例に話を書き込むというのは難しいと思っている。その間を埋めるマニュアルがどうしても必要だと思っている。マニュアルの中身については、法務課と調整をしている。

溝畑部会長 府の職員の中には、判断できる人はいるのか。

事務局 建材の判断はできない。飛散対策をするのが我々の業務である。

溝畑部会長 何か起こったときに問題にならないのか。

事務局 府としては立入検査に行き、事前調査の状況等を聞き取り、その状況にあわせて指導をする。

石井委員 12 ページの大気の測定についてはまだ省令がでていないので、こういう書き方になっていると思うが、作業基準で排出口基準が定められた場合、大防法では排出口の測定義務ができるのか。その上で、条例はこのまま残して、境界域4方向で、最低5点測定でいくということか。つまり、法律の2点と、条例の4点を残したままで、省令をひっくり返してしまうようなことではないということか。

事務局 最終的には省令で出た部分について、条例の規則上どう書くのかということになる。

内山委員 14 ページに、関連機関との連携と書かれているが、これは重要なことだと思う。今回は大気の条例なので、飛散防止としては廃棄まで全て関連してくると思う。建築部局などが書かれているが、関連機関との連携の中に廃棄物部局も入れて欲しい。

事務局 はい。

内山委員 条例は出るところまではうちだが出てからは知りません、ではなく目を光らせている、ということをお願いしたい。

溝畑部会長 実際に、石綿は $0.02\mu\text{m}$ くらいの径と書かれているが、長さはどのくらいか。

事務局 長さは $5\mu\text{m}$ 以上で、長さとの比が 3 : 1 以上である。

石井委員 簡易測定時に平行測定をしているのか。

事務局 今年度の8月から始めたばかり。10本以上の有無を早く調べたいということなので、平行測定は行っていない。10本越えそうだとわかった時に本格的な4時間試料採取をやる。本格的な調査の予備試験という位置づけである。

石井委員 1時間ですぐに結果が出るから、ということか。

事務局 はい。多くあることが確実なら、もう一度4時間で行なう。環境中でアスベストの測定をした場合、4時間の測定を行い顕微鏡で100視野を測定すると、その中に1本のアスベストがあれば、0.056本になる。1時間でやると、検出下限が上がるが、10本の有無の評価には使える。

石井委員 話が戻ってしまうが、資料1-2で説明のあった成形板の事前調査の除外のところで、考え方を示してあるが結果的に中間答申にはまだ盛り込まれていないということか。大防法の規定では明らかに特定工事に該当しない解体工事として、省令で例示をあげているのか。平成18年9月以降の新築と木造については、例示を何個か上げていると思うが、そのまま、条例に同じような表現で、明らかに特定工事に該当しない解体工事について盛り込むということか。

事務局 平成18年9月以降に、新築と木造建築物を除いてはどうかという考え方が環境省にあるというだけで、どうなるかは決まっていない。

石井委員 除外されるというのは、今回の改正で出てきた話ではないということか。

事務局 大防法改正に伴って除外規定があって、その具体的なものを政省令に書かないといけない、ということで検討はしているが、まだはっきりした案は示されていない。

石井委員 測定と同じように、出たときに対応するということか。

事務局 はい。平成18年9月ごろの建築物は問題ないと思っている。一方、木造はその付帯設備が色々あり、そこに吹付けがある場合どうするのかという話はしている。

石井委員 その部分については、今回の案の中に盛り込まないということか。

事務局 まだ書けない状況である。除外については国が省令で定めるところまでは改正法に記載されているが、具体的な内容については示されていない。府としては、検討を具体的に進めることができない状態だが、条例の成形板について、国との整合を図るかについて、大きな方針を決めるか否かということで資料1-2に①、②として案を示している。

溝畑部会長 国の進捗状況はどうなっているか。

事務局 今年度、専門委員会が1回行なわれた。次の委員会で、具体的に省令やマニュアルに定めるといった細部まで提示されるかどうかについては、今のところ不明である。

溝畑部会長 条例の制定の時期と比べてどうか。

事務局 専門委員会が今後、2回ほど開かれる予定で、最終は12月ごろと聞いている。細かい方向性が出てくる。第4回の部会で吸収できるかもしれない。最終が12月なので、条例改正にはぎりぎりに反映できると思っている。

大きな考え方としては、資料1-2の(1)については、条例の規定になっている。(2)については、①で考えている。(2)については、義務付けるべきだという、意見もあったので、その通りに次回4回目で報告の内容を書き込んでいく形になると思う。

先ほど内山委員から、府民の不安解消、それから情報の開示ということ

を柱にしては、という意見もあったので、それを具体化するということになると思う。掲示については、事前調査が除外されるものであっても、除外されたものであるという掲示であるということがわかる必要があると考えている。

溝畑部会長 やる人にとっては、どれくらい仕事が増えるのか。

事務局 従前から「掲示をせよ」となっているので、負担は今までと変わらないと思う。軽減も強化もされていないということになる。調査の部分が、一定期間から、平成18年9月1日以降、着工されたものが調査されたものとみなす、なら調査は変わらないと思う。

坂東委員 13ページの項目4で報告徴収と立入検査について、実際の具体的な現場では、立入検査のときに事前調査資料とか施工者から発注者への説明の報告書の写しのようなものを聴取するということが一般的なのか。それとも、事前に報告書を届出のときに出してもらおうことになるのか。

事務局 届出書には、添付せよということが書かれているが、実際に立入のときは報告を求めるという手段もあれば、我々が行って見るという手段もあり、両方ともできる。

坂東委員 行為自体は別の時間の流れの中にあるとすると、4番の項目は2つに分けてもいいと思う。報告徴収は第一段落の部分までで終わって、立入検査については別に5番の立入検査の項目になるかもしれない。それ以降の第2、第3段落のところに分けるだけの話かと思う。そのほうが話の流れの理解がしやすいと思ったので、検討して欲しい。

事務局 分けて書く。

○資料3 パブリックコメントについて

事務局 延期という表現はしたが、パブリックコメントをする時期は2回ある。審議会でパブリックコメントを実施するか、審議会の答申の後、大阪府が実施する、という2つの手法である。今回は答申の後、大阪府がパブリックコメントをする、ということを選択したいと思っている。11月の答申後、12月か1月に1ヶ月間のパブリックコメントを実施するということを考えている。

溝畑部会長 その段階では審議会から手を離れているということか。

事務局 はい。

溝畑部会長 部会としては、審議会の報告の通りまとめないといけないが、本日までの意見を集約して、報告案を次回の部会で示したいと考えているのでよろしく願います。

石井委員 あくまでも部会としては中間報告ということか。

事務局 部会の最終報告という形になると思う。それを審議会に説明し答申という流れになり、報告案という形になる。

石井委員 政省令案がはっきりしていない状態で答申になったときに、グレーな部分を何個か残したままなので不安である。

事務局 グレーな部分は残したままだが、方向性は書き込めると思う。政省令を見て、その方向性に則って、機械的に作業をする。そうなった段階でパブコメをやるというのが、関係する団体等にわかってもらいやすいと思う。中間答申ということで、細かい部分も踏まえて、部会で11月以降も審議をお願いするという方法もあるが、国のスケジュールがはっきりしないので、一旦ここまでを答申し、整理したいと思う。

石井委員 あくまでも方向性という意味か。

事務局 はい。

○その他について

事務局 その他の議事はない。

溝畑部会長 それでは、本日の議事は終了する。それでは、事務局に返します。

3. 閉会

以上